

—言

時—

## 賦 役 と 勤 勞 奉 仕

建國以來十年足らずの中に全國で動員された賦役の數は實に夥しい數に上る。恐らく億を以て數ふべきであらうと思ふ。建國早々金も物も足らない時代には此賦役が我國の土木事業の迅速なる進展に寄與した所は極めて甚大にして敢て喋々を要しない。

然し残念なことには當初建設のあらゆる部面に於て其功を追求するに急にして賦役の本質を研討する餘裕がなかつた。其間に於て賦役は次第に苛酷なものに變じ遂に其派生物として不法灘派すら生ずるに至つた。是は誠に遺憾なことである。今日にして此賦役に對するあやまれる認識を是正するに非れば國家百年の大計を失ふも測り難い。賦役其物に就ては種々な解釋があらうが其根本精神は國家に對する國民の勞力提供である。これを義務と解釋すれば租税であり報恩と解釋すれば美德である。其本質は同一である。然るに拘らず賦役なる言葉の裏には苛斂誅求の響があり勤勞奉仕には減私奉公の音がある。其の分岐點は單に前者は他動的であり、後者は自主的であるとの相異點のみである。其相異點が同じく國家に對する勞力提供でありながら一は苦痛を伴ひ一は歡喜を與へるのである。茲に於て國民に對し直接勞力提供の衝に當る機會の多い我々土木行政官として三省すべき處必ずしも少しとしない即ち我々は賦役法の設定を迫る前に國民をして自主的勞力の提供が如何に歡喜であり如何に國土の開發に役立ちそれがお互ひの生活を樂に導きつゝあるかを深く認識せしめると共に必要なる場合は何時でもこれに協力し得るやう訓練する事により以上の力點を置くべきでなからうか。これが爲には其衝に當る者は特に農民の生活習慣其他を豫め充分に調査し置き時期に於ても出役日數に於ても決して苛酷に亘らざるやう大いに注意すべきであらうと思ふ。而して又相當の日當又は食費を給與しながら尙且つ國民の腦裡に惡政と響く[賦役]なる言葉を今日限り抹殺し去り[勤勞奉仕]に置きかへることを提議し置くものである。